

# 第1部 総論



# 第1章 計画の目的と内容

## 1 計画の概要

現在のごみ問題は、ごみによる環境への影響の懸念、ごみ処理費用の増加など深刻化しており、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから循環型社会への転換が求められています。

循環型社会とは、「天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る」社会で、低炭素社会の実現にもつながります。また、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3R」の取組みを進めることによって、リサイクル原料の使用に加え、原材料等の使用が抑制され、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>など）の排出抑制に貢献することが期待できます。

橋本市（以下「本市」という。）では、生ごみの減量などの様々な取組みの実施により、ごみの減量やリサイクルを進めているところです。

一方で、本市の生活排水処理について、水環境の保全は家庭や事業所からの生活排水による河川への負荷を軽減するため、さらに下水道及び合併処理浄化槽の整備・普及を進めているところです。

このような状況から、本市では、長期的・総合的視点に立ち、更なるごみの減量化・再生利用及び適正処理や生活排水の適正処理を推進していきます。今後実施する各種施策並びに事業については、この「橋本市一般廃棄物処理基本計画〔第2期〕」（以下「本計画」という。）を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、三者協働のもとに推進していきます。



国城山から見た本市の風景

〔出典〕橋本市ホームページ

## 2 計画策定の目的と位置付け

「一般廃棄物処理基本計画」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の規定により義務づけられている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画です。また、この計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

「一般廃棄物処理計画」は、長期的視野に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、この基本計画に基づき単年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）の 2 つを併せたものを指し、それぞれごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年環境省）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年厚生省）に準拠しており、同指針では、おおむね 5 年ごとに「改定」するほか、計画策定の条件となる諸条件に大きな変動があった場合は「見直し」を行うことが適切であると示されています。

本市では、平成 18 年 10 月に策定した一般廃棄物処理基本計画（平成 21 年 7 月見直し、平成 24 年 3 月改定。以降、前基本計画という）の目標年次（平成 28 年度）を経過したことで、新たに目標年次を令和 8 年度とする本計画を策定し、令和 4 年 3 月に見直したものです。なお、前基本計画を「第 1 期」として位置づけます。よって本計画は「第 2 期」となります。

## 参考：法令に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的な事項

### ○廃棄物処理法第6条第1項

市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない

### ○廃棄物処理法第6条第2項

- 1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

### ○廃棄物処理法第6条第3項

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて策定する基本構想との整合

### ○廃棄物処理法第6条第4項

- ・ 関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画との調和

### ○廃棄物処理法施行規則第1条の3

- ・ 目的に応じて以下の計画を定める

- 1) 基本事項を定める . . . 「一般廃棄物処理基本計画」
- 2) 実施のために必要な各年度の事業計画 . . . 「一般廃棄物処理実施計画」

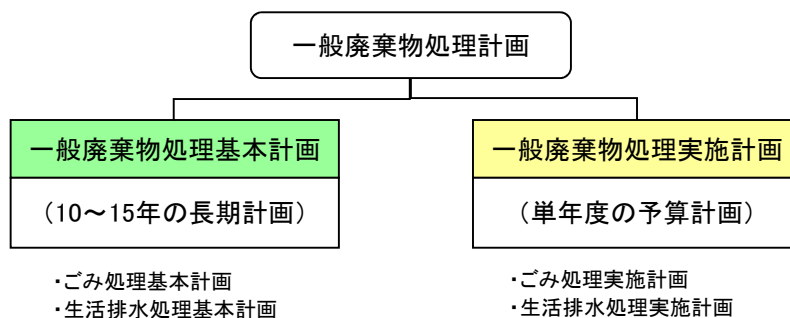
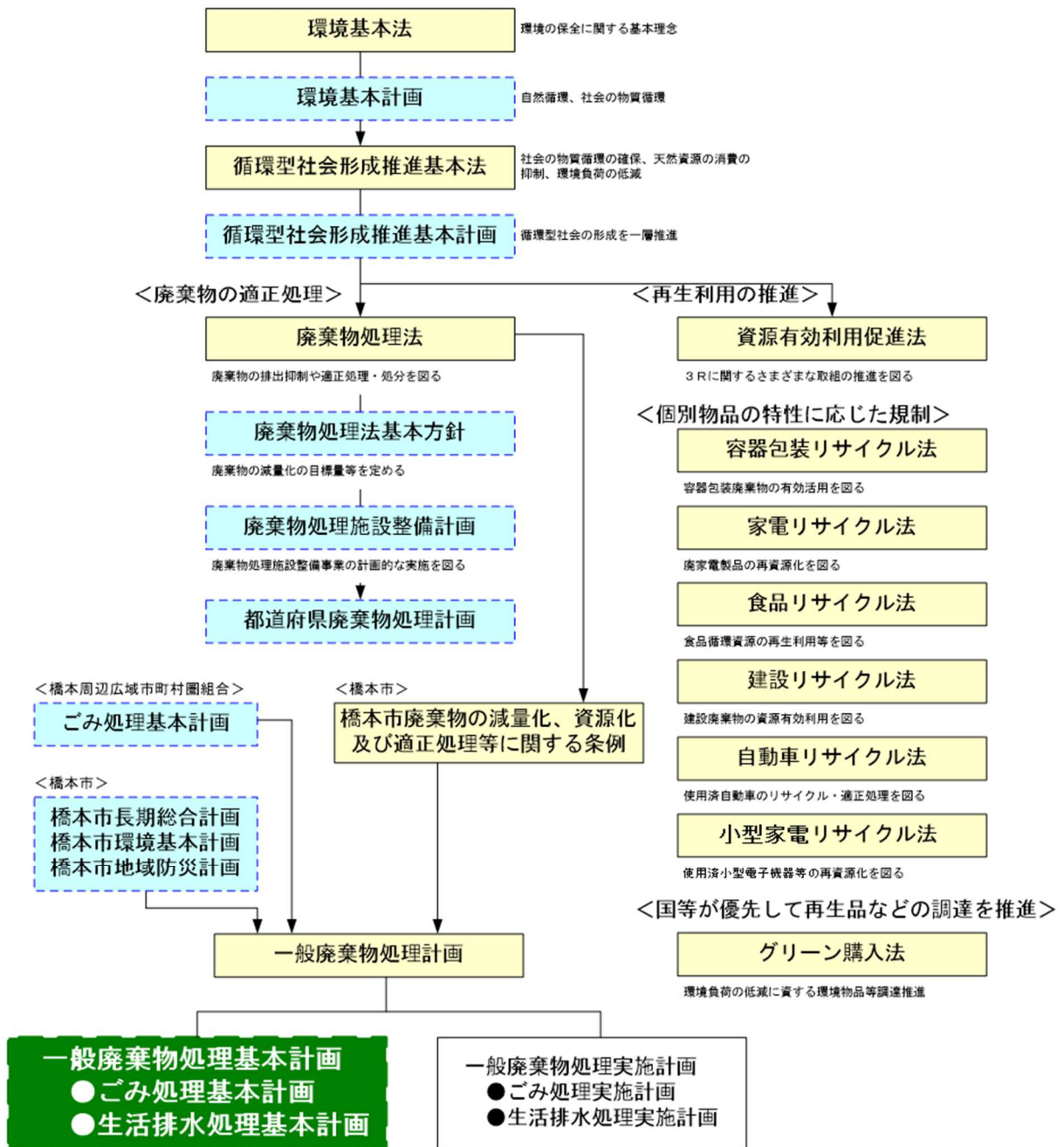


図 1.1.1 一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係



### 3 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域とします。

### 4 計画目標年次

ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）及び生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月）によると、計画目標年次は原則として計画策定時より 10 年～15 年程度とされており、必要に応じて中間目標年次を定めることとされています。なお、社会情勢や法律などの改正、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じ見直しを行うものとします。

このようなことから、本計画は、平成 18 年度策定（平成 23 年度改定）の一般廃棄物処理基本計画の第 2 期計画の位置付けと、計画目標年次と計画期間を次のように定めます。

計画目標年次	令和 8 年度
計画期間	平成 29 年度～令和 8 年度

図 1.1.2 計画期間と計画目標年次

平成年度													令和年度									備考
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
▼平成18年10月策定																						
[黒塗り] ← 目標年次																						
▼平成21年7月策定																						見直し
[黒塗り] ← 目標年次																						
▼平成24年3月策定																						改定
[黒塗り] ← 目標年次																						
▼平成29年3月策定																						第2期
[黒塗り] ← 目標年次																						
▼令和4年3月策定																						改定(今回)
[黒塗り] ← 目標年次																						
																						次期(予定)

## 5 関連計画等の動向

### 1) 国の関連計画

#### (1) 循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

循環型社会形成推進基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「発生抑制」（リデュース）→「再使用」（リユース）→「再生利用」（リサイクル）→「熱回収」→「適正処分」と定めています。

この法律を受け、循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物に関しては、リサイクルより優先順位の高い 2 R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を基本的方向として目指すこととしています。取組指標を表 1.1.1 に示します。

**表 1.1.1 一般廃棄物の減量化に関する取組み指標**

項目	概要
策定年	・平成 30 年 6 月閣議決定
基準年	・平成 12 年度
目標年	・令和 7 年度
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の減量化：平成 12 年度比約 25%減</li> <li>・1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：平成 12 年度比約 35%減</li> <li>・事業系ごみ排出量：平成 12 年度比約 35%減</li> </ul>

[出典] 「循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月）

#### (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月）

基本的な方針では、一般廃棄物の減量化目標値として、表 1.1.2 に示す 4 つの指標が設定されています。

**表 1.1.2 一般廃棄物の減量化に関する取組み指標**

項目	概要
策定年	・平成 13 年 5 月（改正：平成 28 年 1 月）
基準年	・平成 24 年度
目標年	・令和 2 年度
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量：現状（平成 24 年度）に対し、令和 2 年度の排出量を約 12%削減する。</li> <li>・再生利用率：27%</li> <li>・最終処分量：現状（平成 24 年度）の約 14%削減する。</li> <li>・令和 2 年度において 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500g とする。</li> </ul>

※「排出量」：計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

[出典] 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月）



### (3) 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月）

廃棄物処理法を受けて、国からの廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進めることを示し、重点目標としては表 1.1.3 に示す 3 つが設定されています。

表 1.1.3 廃棄物処理施設整備計画における目標値

項目	概要
策定年	・平成 30 年 6 月閣議決定
基準年	・平成 29 年度
目標年	・令和 4 年度
目標値	<ul style="list-style-type: none"><li>■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみのリサイクル率：21%→27%</li><li>・最終処分場の残余年数：平成 29 年度の水準（20 年分）を維持</li></ul></li><li>■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保<ul style="list-style-type: none"><li>・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19%→21%</li></ul></li><li>■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全<ul style="list-style-type: none"><li>・浄化槽整備区域内の浄化槽処理人口普及率：53%→70%</li></ul></li></ul>

[出典] 「廃棄物処理施設整備計画」（平成 30 年 6 月）

## 2) 和歌山県の関連計画

### (1) 和歌山県ごみ処理広域化計画（平成 16 年 7 月）

和歌山県では、平成 9 年 1 月に国が策定したダイオキシン類新ガイドラインに従い、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の抑制のため、県内市町村が互いに連携・協力することにより、広域的な観点からごみ処理体制を構築していくための指針として、「和歌山県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

この中で本市は、かつらぎ町、九度山町、高野町とともに「橋本広域ブロック」に属しており、広域的なごみ処理施設が整備され、平成 21 年 11 月から稼働開始されました。

(2) 第4次和歌山県廃棄物処理計画（平成28年12月）

国の基本方針をもとに検討した目標値として表1.1.4に示す3つが設定されています。

**表 1.1.4 第4次和歌山県廃棄物処理計画における目標値**

項目	概要
策定年	・平成28年12月
基準年	・平成24年度
目標年	・令和2年度
目標値	・排出量：平成24年度に対し、令和2年度を約12%削減する。 ・再生利用率：20% ・最終処分量：平成24年度に対し、令和2年度を約22%減量化する。

[出典] 「第3次和歌山県廃棄物処理計画」（平成28年12月）

3) 橋本周辺広域市町村圏組合の関連計画

(1) ごみ処理基本計画（平成31年3月）

橋本周辺広域市町村圏組合のごみ処理基本計画における努力目標としては、表1.1.5に示す3つが設定されています。

**表 1.1.5 橋本周辺広域市町村圏組合のごみ処理基本計画における努力目標値**

項目	概要
策定年	・平成31年3月
基準年	・平成23年度
目標年	・令和4年度
目標値	・排出削減の目標：総排出量を平成23年度実績に対して15%削減 ・リサイクルの目標：リサイクル率を27% ・最終処分量の削減目標：最終処分量を平成23年度実績に対して22%削減

[出典] 「橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理基本計画」（平成31年3月）

(2) 橋本・伊都地域循環型社会形成推進地域計画（平成18年5月）

本市、かつらぎ町、九度山町、高野町及び橋本周辺広域市町村圏組合は、連名により循環型社会形成推進地域計画を環境省に提出し、表1.1.6に示す3施設の整備を行いました。

**表 1.1.6 整備する処理施設**

整備施設	主体	処理能力	事業期間（予定）
リサイクルセンター	橋本周辺広域市町村圏組合	46t/日	H18～H20
熱回収施設	橋本周辺広域市町村圏組合	101t/日	H18～H20
建設用地造成*	橋本周辺広域市町村圏組合	約4.6ha	H18
最終処分場	高野町	10,000m <sup>3</sup>	H20～H23

\*リサイクルセンターおよび熱回収施設用である。

[出典] 「橋本・伊都地域 循環型社会形成推進地域計画」（平成23年3月）

#### 4) 本市の関連計画と関係条例等

##### (1) 第2次橋本市長期総合計画（平成30年3月）

第2次橋本市長期総合計画は、基本目標のひとつとして「ともに守る」の中で「豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり」があります。具体的な計画を表1.1.7に示します。

表 1.1.7 第2次橋本市長期総合計画（抜粋）

### 第3章 基本計画

#### 6. 個別計画

**基本目標** ともに守る 安全・安心な暮らしを守り支えるまち

**政策5** 豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり

**施策項目17** 循環型社会

##### ① 廃棄物の減量およびリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進

○ 生ごみ堆肥化・減量化をすすめることで、焼却するごみを減らし、持続可能な循環型社会の形成を推進します。

ごみや環境に対する意識啓発を行い、可燃ごみに含まれている容器包装や古紙類の分類を促し、ごみ減量化を推進します。

○ 最終処分場の改修を行い、埋立てごみの処分先を確保するとともに、陶磁器リサイクル交換会の普及や、資源化処理を推進し、施設の延命化を図ります。

##### ② 効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行

○ コンテナ収集を行っている資源物や、粗大ごみ収集など、非効率な収集形態を見直し、効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行を進めます。

○ ごみ収集の効率化による経費削減のため、可燃ごみ収集の全市週1回化をめざします。

○ 分別した資源ごみなどの店舗回収は一部小売店などで実施されていますが、市民が自由に排出できる品目や場所を増やし、資源化推進に努めます。

##### ③ 区・自治会、衛生自治会等との連携

○ ステーション収集体制を維持するとともに、区・自治会が行うごみステーションの維持管理を支援します。

○ 高齢化などにより、ごみをごみステーションまで運ぶのが難しい、ごみ出し困難者の支援について、区・自治会と連携し支援体制づくりに努めます。

##### ④ 事業系ごみの減量化・資源化促進

○ 「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知徹底や、事業者から排出するごみの分類調査などを実施するなど、事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ、事業者への排出指導や意識啓発に努めます。

○ 事業系ごみの排出抑制と資源化の意識付けを目的に、事業系ごみ指定袋導入を検討します。

[出典] 「第2次橋本市長期総合計画」（平成30年3月）

## (2) 橋本市環境基本計画（第二次）（平成30年3月）

橋本市環境基本計画は、長期総合計画に沿って、「一般廃棄物の減量化、再使用、再生利用の促進」及び「一般廃棄物の適正な処理の推進」が示されています。具体的な計画を表1.1.8に示します。

表 1.1.8 橋本市環境基本計画（第二次）（抜粋）

### 第3章 環境課題と橋本市が目指すべき方向性

#### 1 橋本市の環境課題

#### 4) 地球環境に係る課題

##### ①資源の有効活用の促進

循環型社会の形成に向けて、ごみの種類ごとの収集方法や処理方法など制度面の見直しを進めるとともに、住民説明会や学校教育・生涯学習などの機会を通じた周知・啓発活動を進め市民による3R活動を推進していく必要があります。

事業所から排出されるごみについても、減量化やリサイクル推進について、排出事業者及び処理業者に対し啓発・指導を行っていく必要があります。

### 第4章 橋本市の環境目標

#### 1 目指すべき目標像

みんなで創る 自然が豊かなまち

#### 2 基本目標

##### 未来のためにできることから始めるまちづくり

未来により良い地球環境を残し引き継いでいくことは、現代に生きる私達に課せられた重要な使命の一つです。一人ひとりが日常生活や活動の中で、資源の有効活用や、地球温暖化の防止に取り組んでいくことで、未来のためにできることを進めていきます。

### 第5章 目標実現に向けた取り組み

#### 4 未来のためにできることから始めるまちづくり

##### 1) 市が主となって取り組んでいくこと

##### ①資源を大切に使う

##### ■一般廃棄物の減量化・再使用・再生利用の推進

ごみの分別やリサイクルの促進に向けて、広報やホームページ、住民説明会や学校教育・生涯学習などの機会を通じた周知や啓発を進めます。また、生ごみの堆肥化・減量化については水切りによる減量化を継続しつつ、堆肥の有効利用を進めるためのネットワーク構築を進めます。

##### ■事業系一般廃棄物の発生抑制の推進

「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知や、事業系ごみの減量化・資源化に関する啓発を進めるとともに、一定量の廃棄物を排出する事業所に対しては廃棄物の減量を目的とした計画書の作成を依頼します。また、事業系ごみ指定袋の導入や事業系資源ごみ受入品目の拡充など制度面について検討を行います。

##### ■廃棄物の適正処理の推進

区・自治会や市民の意見を集約し、ごみ収集・運搬体制の効率化に向けた体制の見直しなどを検討していきます。また、年度ごとにごみ処理実態の整理・公表を行うとともに、今後のごみ処理に対する方向性を3年に1回程度検証します。

##### 2) 市民・事業者が日常生活や行動の中で取り組んでいくこと

##### 市民が取り組んでいくこと

○エコバッグの持参や、詰め替え商品の選択など、日常生活からごみを出さない工夫をしましょう。

○水切りや堆肥化など生ごみの減量化に取り組みましょう。

○リサイクル活動や資源回収事業に協力しましょう。

##### 事業者が取り組んでいくこと

○消費者にエコバッグや容器を持参するよう働きかけましょう。

○事業活動に伴うごみの排出量の削減に努めるとともに、分別を徹底しましょう。

[出典] 「橋本市環境基本計画（第二次）」（平成30年3月）

### (3) 橋本市地域防災計画（平成 29 年 3 月）

橋本市地域防災計画は、ごみ処理に関する部分において災害時においても日常的に発生する「日常型廃棄物」と倒壊家屋等の残存物等の「非日常型廃棄物」の処理について方針が示されています。具体的な計画を表 1.1.9 に示します。

**表 1.1.9 橋本市地域防災計画（抜粋）**

<p><b>1. 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○災害が発生した場合には、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復を図るとともに、多量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な処理対策を実施する。</li><li>○被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。</li></ul> <p><b>2. 被害情報の収集・伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○災害による被害が発生した場合、市本部は被害情報、施設欠陥事項等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、県支部を通じて、迅速に県本部に伝達する。</li></ul> <p><b>3. 一次保管場所の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○災害時に備えて平常時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一時保管場所として確保し、非日常型廃棄物及び日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物は、できる限り分別して積み置きすることとする。</li></ul> <p><b>4. 日常型廃棄物の処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、又は応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。</li></ul> <p><b>5. 非日常型廃棄物の処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○推定排出量、最終処分地及び県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破碎、分別）の実施の有無等についても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。</li></ul>
--

[出典] 「橋本市地域防災計画」（平成 29 年 3 月）

### (4) 災害廃棄物処理対応マニュアル（平成 27 年 3 月）

災害発生後、廃棄物処理への対応はライフライン確保の一環として極めて重要です。災害が起こった場所や、その種類・規模によって対応は異なりますが、東日本大震災における自治体の対応をベースに、「災害廃棄物処理対応マニュアル」を整理しました。

この情報を共有することにより、万一の事態に備え、災害時の対応や災害発生後の復旧マニュアルとして位置づけるものとしています。

(5) 関係条例等一覧

本市が定める一般廃棄物に関する条例、要綱、規則を表 1.1.10 に示します。

**表 1.1.10 一般廃棄物関係条例等一覧**

- ◇橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ◇橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則
- ◇橋本市指定ごみ袋等取扱いに関する要綱
- ◇橋本市産業廃棄物（繊維くず）指定袋取扱いに関する要綱
- ◇橋本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会要綱
- ◇橋本市合理化事業計画策定委員会規程
- ◇橋本市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則
- ◇橋本市廃棄物減量等推進員に関する要綱
- ◇橋本市環境美化センター設置及び管理条例
- ◇橋本市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
- ◇橋本市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱
- ◇橋本市ごみ収集ボックス設置補助金交付要綱
- ◇橋本市事業系一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可基準要綱
- ◇橋本市一般廃棄物処理業許可業者選定審査委員会要綱
- ◇橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱
- ◇橋本市花と緑のリサイクル事業補助金交付要綱

[出典] 橋本市例規集より（令和4年3月現在）

## 6 計画の進行管理

本計画では、Plan（行動計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（見直し）を行う「PDCAサイクル」の概念を導入し、計画の進行管理を行うものとします。

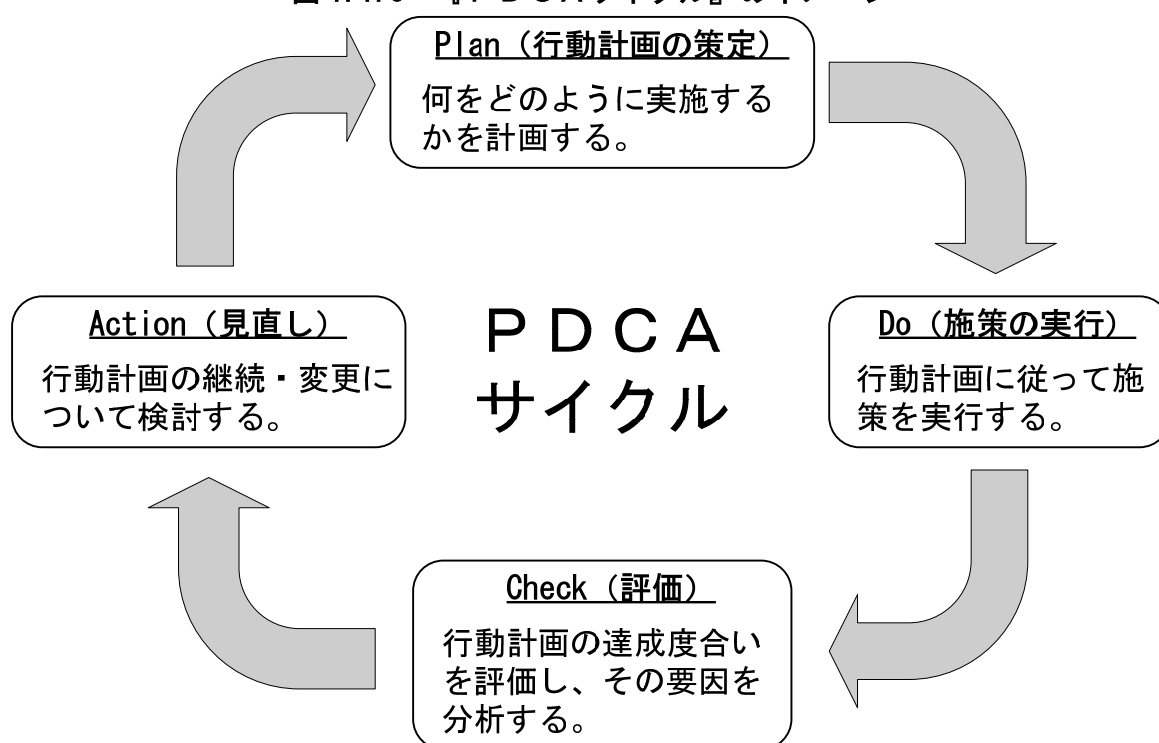
施策の計画及び進捗状況は毎年策定します。施策の計画は一般廃棄物処理実施計画に反映させ、適宜、衛生自治会などに報告・協議のうえ、実効性を高めていきます。

計画の進行管理の内容は、表 1.1.11 に示すとおりとし、PDCAサイクルのイメージは、図 1.1.3 に示すとおりとします。

表 1.1.11 計画の進行管理

項目	内容
Plan (行動計画の策定)	本計画の目標や施策などは、毎年策定する一般廃棄物処理実施計画に行動計画として盛り込んで実施していきます。
Do (施策の実行)	行動計画に基づき実行します。
Check (評価)	計画の進捗状況を客観的に評価します。その評価結果は、衛生自治会などに報告します。
Action (見直し)	毎年度での課題事項は、その都度改善します。行動計画の前提条件に大きな変動があった場合は、見直していきます。

図 1.1.3 『PDCAサイクル』のイメージ



## 第2章 地域の概況

### 1 自然的概況

#### 1) 位置

本市の位置図を図 1.2.1 に示します。

本市は、和歌山県の北東端に位置し、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市、南及び西は伊都郡かつらぎ町、九度山町、高野町に接しています。和歌山市中心部、大阪市中心部への距離は、直線でもともに約 40 km です。本市の中央部には紀の川が東西に流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっています。

図 1.2.1 本市の位置図



[出典] 橋本市のホームページ



## 2) 気候

最寄りの観測地点であるかつらぎ地域気象観測所における降水量及び気温の推移を表 1.2.1 に、5 カ年平均の月別降水量及び平均気温を図 1.2.2 に示します。

本市は、少雨温暖な瀬戸内気候に属する地域ですが、気温差が大きい内陸性気候の特徴も有している地域です。平均気温は 15℃前後、年間雨量は約 1,400～2,000mm となっています。

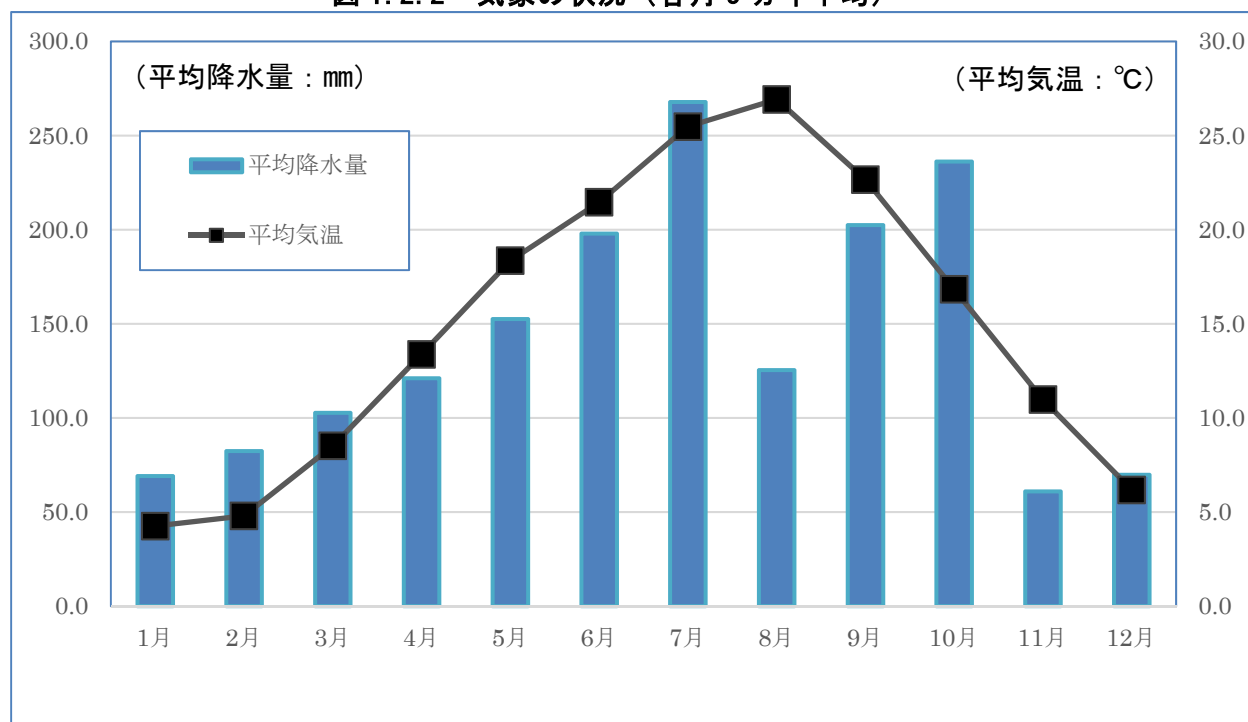
表 1.2.1 気象の状況 (5 カ年平均) 【かつらぎ地域気象観測所】

区分 年	気温 (°C)			降水量 (mm)	日照時間 (h)
	平均	最高	最低		
2016	15.4	35.8	-4.7	1568.5	1914.4
2017	14.4	35.9	-4.2	1423.0	1898.1
2018	15.0	37.3	-4.6	2043.5	2015.3
2019	15.1	35.8	-3.6	1553.0	1906.6
2020	15.1	37.7	-4.3	1853.5	1884.3
5 カ年平均	15.0	36.5	-4.3	1688.3	1923.7

※地点：かつらぎ地域気象観測所（北緯 34 度 18.6 分、東経 135 度 31.7 分、標高 142m）

[出典] 気象庁ホームページ

図 1.2.2 気象の状況 (各月 5 カ年平均)



※地点：かつらぎ地域気象観測所（北緯 34 度 18.6 分、東経 135 度 31.7 分、標高 142m）

[出典] 気象庁ホームページ

### 3) 植生

本市の植生は、市域北部の丘陵地及び市域南部の山地におけるスギ、ヒノキ、サワラなどの常緑針葉樹林と、市域中央部の水田雑草群落を中心に構成されています。

市域南部には、モチツツジアカマツ群集が見られるとともに、市全域にはコナラ群落などの広葉樹林も点在しています。

[出典] 「橋本市環境基本計画」(平成30年3月)

### 4) 森林

市域南部および北部に広がる山林は本市の総面積の約50%を占めており、このうち65%が人工林となっています。

人工林のうちの85%は、木材として利用可能な成熟した樹齢50年以上の材木で占められていますが、林業従事者の不足により伐採利用は進んでおらず、森林環境の悪化が懸念されています。

[出典] 「橋本市環境基本計画」(平成30年3月)

### 5) 農地

本市には、多くの果樹園が点在しており、カキ、ミカン、ブドウ、スモモなどの果実が栽培されています。これらは、農業生産の場であるとともに、生物の生息・生育環境としても重要な役割を果たしています。

しかし、近年は離農や農業従事者の高齢化などによる、耕作放棄地の増加が問題となっており、農地を巡る生態系の衰退が懸念されています。

これらの問題に対して、市では市民農園の開設による耕作放棄地の有効活用を進めています。

市民農園は現在市内に13ヶ所存在し、総面積は12,275㎡、利用率は2016年度(平成28年度)時点で9割を超える状況になっています。

[出典] 「橋本市環境基本計画」(平成30年3月)

### 6) 里地・里山(中山間地域)

本市の里地・里山(中山間地域)は、生物多様性の保全上重要な役割を担うとともに、周辺の身近な自然とのふれあいの場として欠かせない地域です。しかし、近年里地・里山の多くは人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることによって大きな環境変化を受けており、荒廃などが危惧されています。

[出典] 「橋本市環境基本計画」(平成30年3月)

## 2 社会的概況

### 1) 人口及び世帯数の推移

#### (1) 国勢調査

国勢調査における本市の行政区域内人口等の推移を表 1.2.2 に示します。

本市の人口は、平成 12 年以降減少しており、令和 2 年で 60,818 人、平成 27 年比で約 3 千人減となっています。また、世帯数は増加を続けており、令和 2 年で 24,028 戸となっています。

表 1.2.2 行政区域内人口等の推移（国勢調査）

	単位	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口	人	62,156	69,329	70,469	68,529	66,361	63,621	60,818
世帯数	戸	17,547	20,655	22,164	22,860	23,468	23,653	24,028

【出典】国勢調査（各年 10 月 1 日）

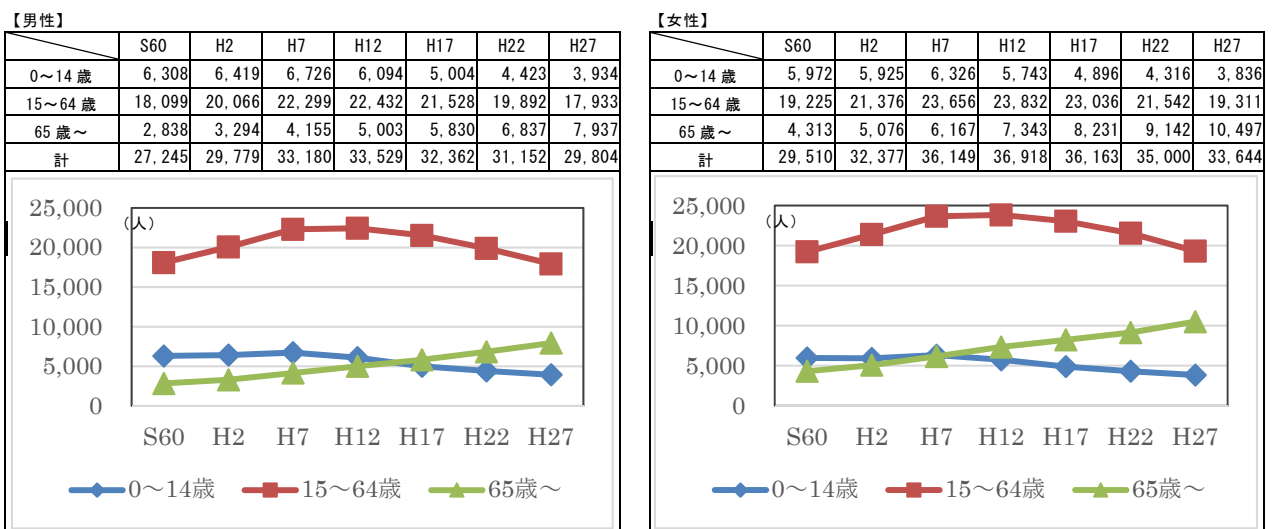
また、昭和 60 年から平成 27 年までの男女別年齢構成別人口の推移を図 1.2.3 に示します。

0～14 歳の年少人口は、男女ともに平成 7 年以降は減少傾向となっており、男性では平成 17 年、女性では平成 12 年にそれぞれ高齢人口が年少人口を上回り、少子高齢化が進んでいます。また、15～64 歳の生産年齢人口は、男女ともに平成 12 年以降減少してきています。

65 歳以上の高齢人口は男女ともに増加を続けており、昭和 60 年に対して平成 17 年では男女ともに約 2 倍の人口となっています。

平成 27 年度国勢調査における本市の昼間人口は 53,906 人で、これは夜間人口に対し 84.7%となっており、大阪府のベッドタウンである特徴が伺えます。

図 1.2.3 男女別年齢構成別人口の推移



※年齢不詳は含まない。

【出典】国勢調査/橋本統計要覧 2018 年度版

(2) 住民基本台帳登録者数（各年度末現在）

住民基本台帳における本市の行政区域内人口等の推移を表 1.2.3、男女別年齢構成別人口を図 1.2.4 に示します。

人口は年々減少しており、令和 2 年度末では、62,000 人弱となっています。また、世帯数は年々増加しており、令和 2 年度末では、約 27,000 世帯となっています。

男女別年齢構成別人口をみると、男女とも 70～74 歳が最も多くなっており、若くなるにつれて、概ね少なくなります。

表 1.2.3 行政区域内人口等の実績（住民基本台帳）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人口（人）	66,996	66,657	66,069	65,479	64,793	64,150	63,486	62,788	62,206	61,552
H23 を 100% とした場合の割合	100.0%	99.5%	98.6%	97.7%	96.7%	95.8%	94.8%	93.7%	92.9%	91.9%
世帯数（世帯）	26,392	26,603	26,840	26,957	27,013	27,005	27,082	27,160	27,253	27,364
H23 を 100% とした場合の割合	100.0%	100.8%	101.7%	102.1%	102.4%	102.3%	102.6%	102.9%	103.3%	103.7%

※各年度末 3 月 31 日現在（外国人含む）

[出典] 市の資料

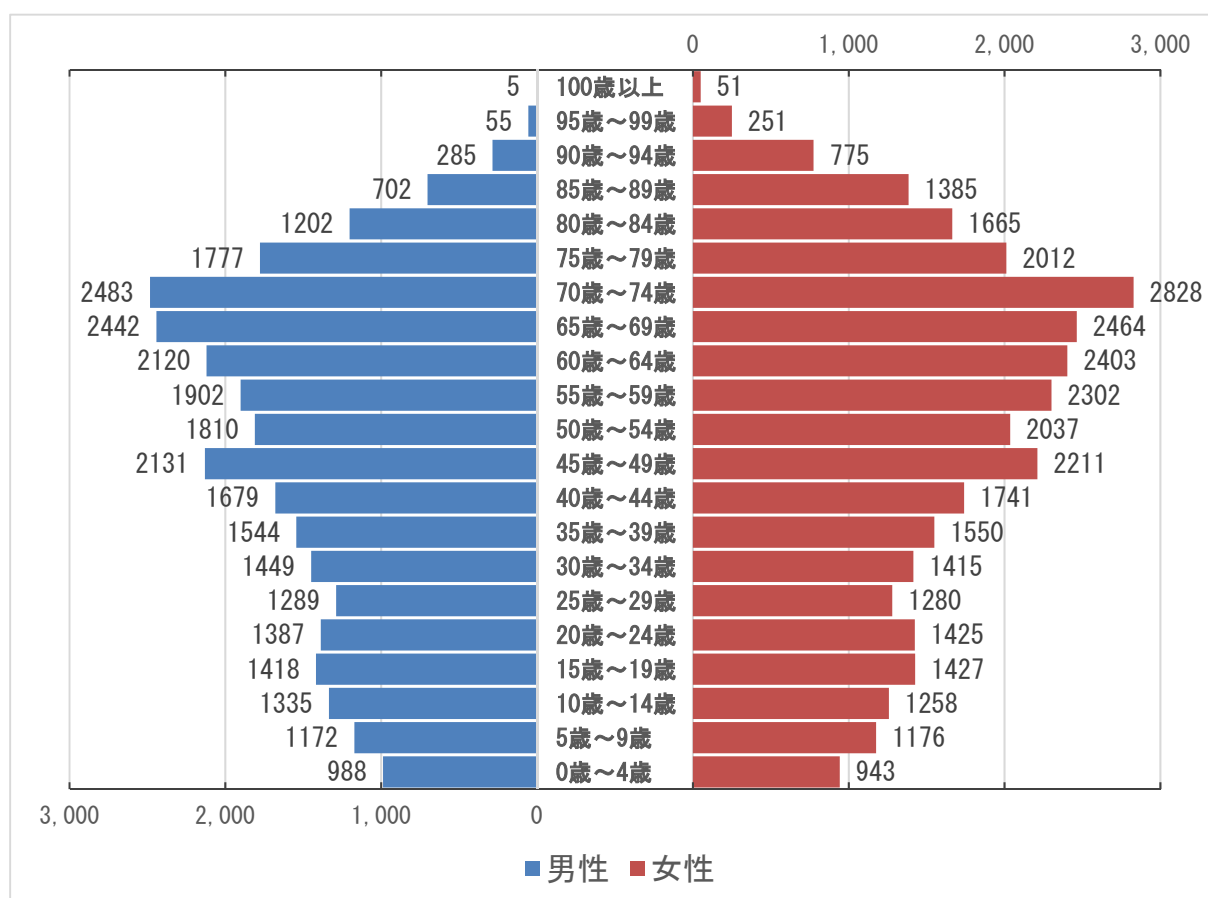


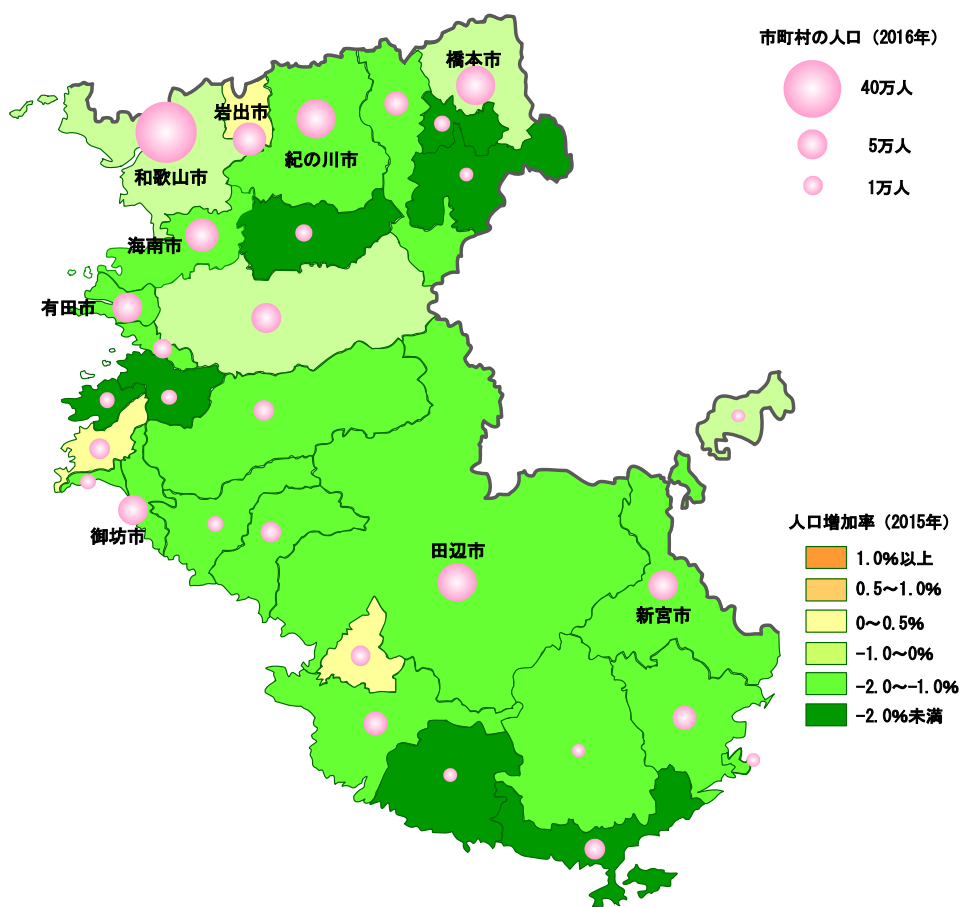
図 1.2.4 男女年齢構成別人口（R3 住民基本台帳）

### (3) 人口動態

和歌山県内の人口動態を図 1.2.5 に示します。

その人口動態をみると、本市は、ほとんどの市町村と同様に減少しているのがわかります。

図 1.2.5 和歌山県内の人口動向



## 2) 産業

国勢調査での平成 27 年の産業別就業人口を表 1.2.4 及び図 1.2.6 に示します。

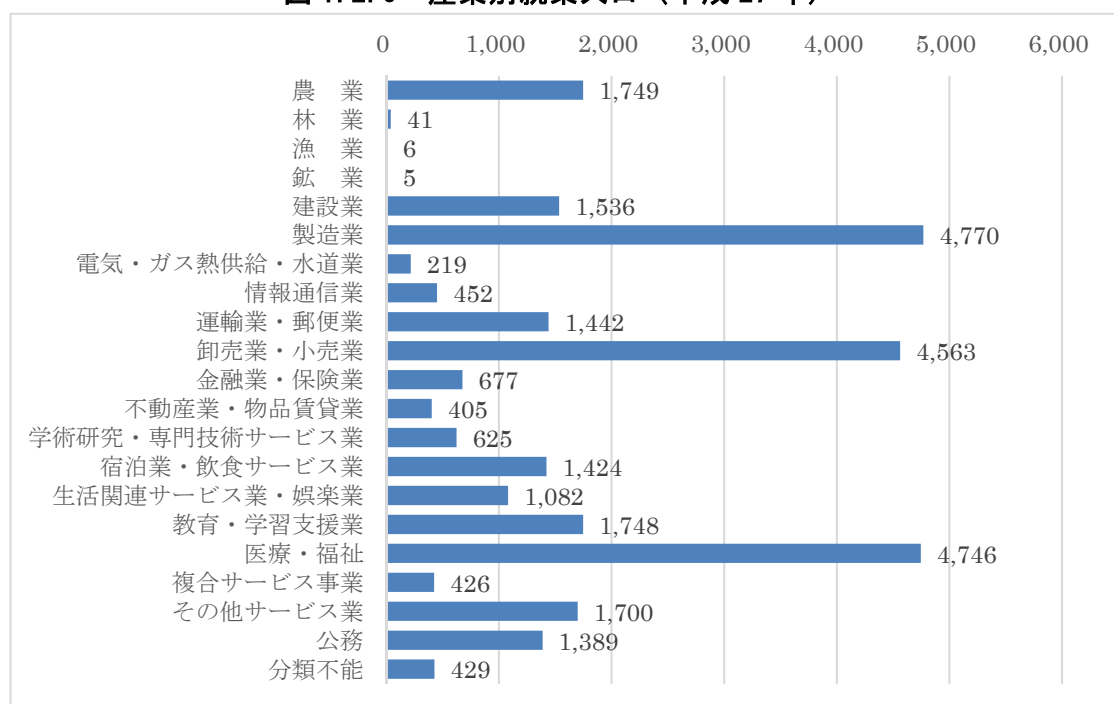
就業人口は、市全体で 29,434 人となっています。就業比率では、「製造業 (16.2%)」、「医療・福祉 (16.1%)」、「卸売・小売業 (15.5%)」の順に多くなっています。

**表 1.2.4 産業別就業人口 (平成 27 年)**

	産業分類	就業人口 (人)	就業比率 (%)
第 1 次産業	農 業	1,749	5.9%
	林 業	41	0.1%
	漁 業	6	0.0%
第 2 次産業	鉱 業	5	0.0%
	建設業	1,536	5.2%
	製造業	4,770	16.2%
第 3 次産業	電気・ガス熱供給・水道業	219	0.7%
	情報通信業	452	1.5%
	運輸業・郵便業	1,442	4.9%
	卸売業・小売業	4,563	15.5%
	金融業・保険業	677	2.3%
	不動産業・物品賃貸業	405	1.4%
	学術研究・専門技術サービス業	625	2.1%
	宿泊業・飲食サービス業	1,424	4.8%
	生活関連サービス業・娯楽業	1,082	3.7%
	教育・学習支援業	1,748	5.9%
	医療・福祉	4,746	16.1%
	複合サービス事業	426	1.4%
	その他サービス業	1,700	5.8%
	公務	1,389	4.7%
	分類不能	429	1.5%
	合 計	29,434	100.0%

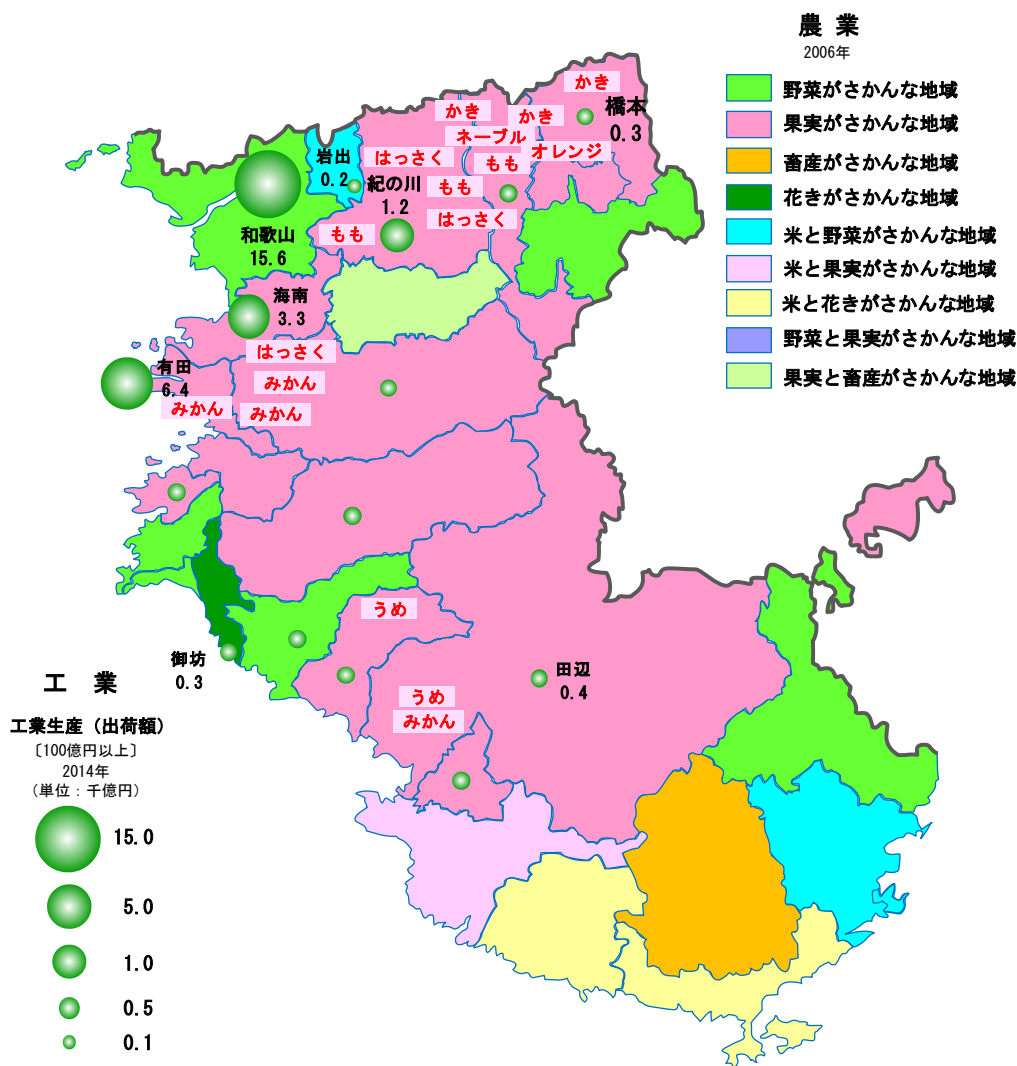
[出典] 国勢調査

**図 1.2.6 産業別就業人口 (平成 27 年)**



和歌山県内の農業及び工業の様子を図 1.2.7 に示します。本市は、果樹(かき)栽培がさかんな地域です。

図 1.2.7 和歌山県内の農業及び工業の状況



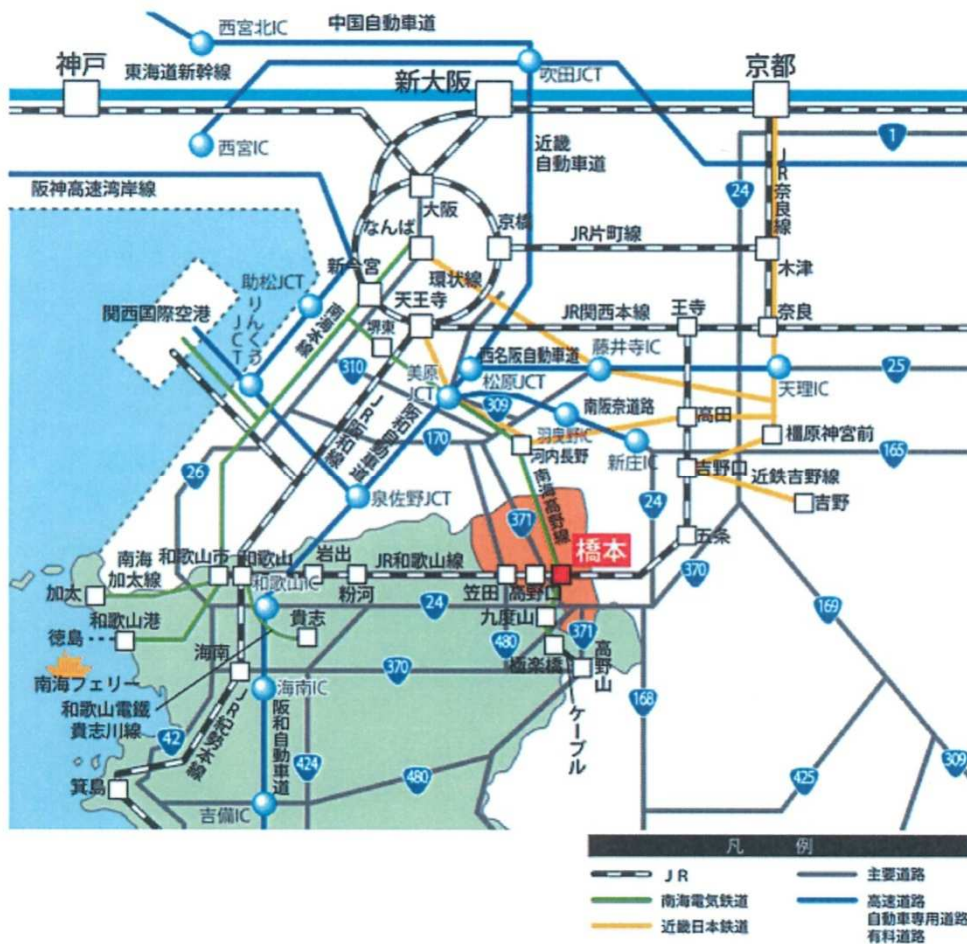
### 3) 交通

交通整備状況を図 1.2.8 に示します。

鉄道は南海高野線が大阪市と、JR 和歌山線が和歌山市と奈良方面を結び、橋本駅で連絡しています。

道路は関西大環状道路の一部を形成する京奈和自動車道や和歌山市と京都市に連絡する国道 24 号、高野山方面に連絡する 370 号が東西方向に、また、大阪府方面に連絡する国道 371 号が南北方向に通っており、これら国道や県道などが本市の幹線道路となっています。

図 1.2.8 交通整備状況



[出典] 橋本市のホームページ



#### 4) 土地利用

本市の総面積と地目別面積を表 1.2.5 に、地目別面積比を図 1.2.9 に示します。

本市は、市の中央部を東西に紀の川が流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっています。本市の総面積は 130.55km<sup>2</sup> であり、市域の 44.4%を山林、宅地が 8.2%、田が 7.4%を占めています。

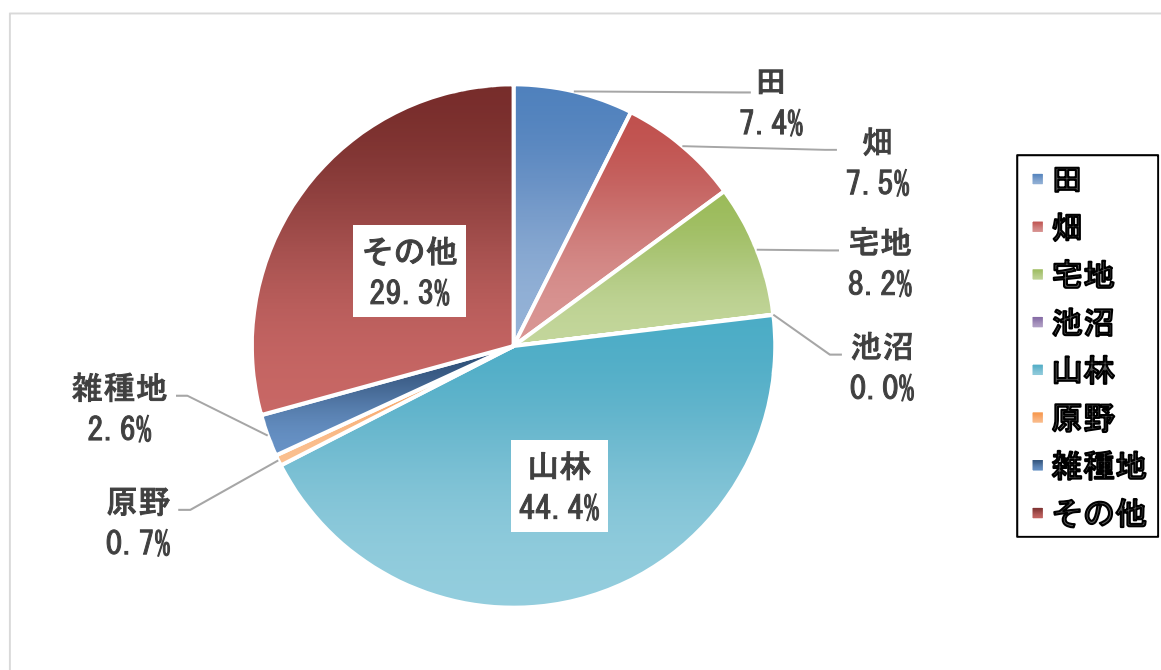
表 1.2.5 本市の総面積と地目別面積

単位：km<sup>2</sup>

市総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
130.55	9.67	9.81	10.65	0.03	57.91	0.88	3.41	38.19

[出典] 和歌山県統計年鑑【令和 2 年刊行】

図 1.2.9 地目別面積比



[出典] 和歌山県統計年鑑【令和 2 年刊行】

